

## サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）を設置された方へ

愛知県福祉局高齢福祉課

有料老人ホームは老人福祉法第 29 条第 1 項により、老人を入居させ、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供する施設と定義されています。

サービス付き高齢者向け住宅（以下「サ高住」という。）についても、上記のうち少なくとも一つのサービスを提供しているのであれば、「老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム」に該当することとなります（高齢者住まい法第 23 条により、老人福祉法上の届出は免除されます）。

つきましては、有料老人ホームに該当するサ高住について、留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、運営の参考としてください。

### 記

- 1 愛知県有料老人ホーム専用ページにおいて、重要なお知らせなどを掲載していますので、適宜ご確認をお願いします。  
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/yuuryou.html>)
  - (1) 有料老人ホームを運営するにあたり、遵守すべき事項を「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」に記載しておりますので、内容を御確認の上、適切な運営に努めてください（サ高住登録をしている場合は該当しない項目あり）。
  - (2) 老人福祉法の遵守はもとより、上記愛知県有料老人ホーム専用ページに掲載しております、「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」による確認や、「愛知県有料老人ホーム立入調査資料」による自己点検等により、常日頃から（最低一年に一度は）複数の目による自己点検を実施してください（有料老人ホーム該当のサ高住については、老人福祉法に基づく立入調査（感染状況等により書面による可能性あり）を実施していく予定です。その際は事前に「愛知県有料老人ホーム立入調査資料」等を、高齢福祉課へ御提出いただくこととなりますので御留意ください。）。
- 2 一年に一度、施設の重要事項説明書及び法人の財務諸表等の提出を依頼しますので、ご承知おきください。
- 3 設置した施設が津波災害警戒区域内の避難促進施設となっている場合や、浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮利用施設となっている場合は、避難確保計画を作成の上、速やかに施設が所在する市町村へ提出してください。